

## 明日の裁判所を考える懇談会(第2回)協議内容

### 1. 日時

平成14年4月12日(金)14:00～16:00

### 2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,北川正恭委員,田中直毅委員,平木典子委員,  
松尾浩也委員,米本昌平委員

(最高裁判所)

堀籠幸男事務総長,金築誠志人事局長

[オブザーバー:深澤武久最高裁判所判事,濱田邦夫最高裁判所判事,中山隆夫総務局長,小池裕審議官,山崎敏充秘書・広報課長,竹崎博允経理局長,千葉勝美民事・行政局長,大野市太郎刑事局長,安倍嘉人家庭局長,加藤新太郎司法研修所教官]

### 4. 議題(第2回テーマ「裁判官の在り方」)

- (1)北川委員自己紹介・意見表明
- (2)裁判官制度の当面する課題等について
- (3)裁判官制度について各委員の意見表明
- (4)裁判官制度について意見交換
- (5)今後の懇談会の進め方について
- (6)次回以降の日程について

### 5. 会議経過

(1)北川委員(第1回欠席)から,自己紹介を兼ねて,裁判所や司法制度に対する概括的な印象,感想,意見等が表明された。

三重県知事として,7年間にわたり行政を担当してきた経験から感じていることである

が、物事を変えようとする場合、まず、形から変えてみるのもよい。

例えば、三重県庁では、職員の席の配置を固定せず、早く登庁した人から順番に好きなところに座るというフリーアドレス制にしたところ、雰囲気のがらりと変わった。また、「ごみを減らす。」のではなく、「ごみをなくす。」ことを目標に、職員の机の脇のごみ箱をなくしたら、それをきっかけとしてごみを80%も減らすことができた。仕事のやり方に合わせてフレックスタイム制にしたり、服装もノーネクタイやカジュアルウェアを認めたりすれば、また雰囲気を変えることができる。祝賀会等では、知事のつけるリボンが一番大きく、市長がその次、一番偉いはずの国民にはリボンがないということがよくあるが、どうしてそうなのか。こうした議論がされなければ、本当の意味での改革は実現できない。

今日裁判所に来てまず感じたのは、最高裁判所の建物が非常に入りにくい門構えだということである。また、裁判所も、ISO14001を取得するなどして、事業体として環境問題に取り組む姿勢が必要ではないか。さらに、夜間又は休日に裁判を行うという発想があってもいいのではないか。

また、国民からすれば、裁判所は閉鎖的なところで、本当に費用対効果で機能しているのか疑問があるだろう。裁判所をもっとオープンにして、裁判所の中で行政改革を進めることも非常に重要なことではないかと思う。

(2)人事局長から裁判官制度の当面する課題等について説明を行った。

(3)裁判官制度等について各委員から意見表明があった。

#### ア.米本委員

日本の政策立案の過程においては、ファクトファインディング(実体把握)が十分されていないという印象を常々持っている。社会が激変する中で、日本の権力構造や権力の発動方法も再定義・再把握されないといけないと思うが、裁判制度や裁判官の社会的地位というものを再定義・再把握するときには、ファクトファインディング(実体把握)をきちんと行った上で、メリット・デメリットを十分考慮し、司法の独立を害さないよう、慎重に整備することが必要ではないか。

政府の委員会や審議会というのは、基本的な調査等によって社会の実体が正確に

把握され、妥当な政策の絞り込みがされた上で、審議会の議論が行われるというのではなく、単なる有識者のご高説拝聴の場になっている。また、マスコミが造り上げてきた課題があたかも日本がただちに直面しないとイケないアジェンダであるかのような捉え方をすることが多く、どこか議論が上滑りしているような感じがする。

また、司法制度改革審議会の意見書は、今後の司法制度や裁判官制度を考える上で影響力を持つものであるが、議事録等を見ていると、ここでの議論は、関係者のみによる、ある意味ではインサイダーの議論といえるのではないか。そのため、声の大きい人と体力のある人の意見が通る、いわゆる「体力民主主義」になってしまっている。このような「体力民主主義」による議論ではなく、ファクトファインディング(実体把握)や裁判所の機能、生産物のクオリティーについてのレビュー(事後審査)を行った上での議論こそが重要なのではないか。

#### イ.松尾委員

裁判官制度については、戦後間もなく制定された憲法、裁判所法を基礎として今日に至っており、法律の改正はほとんど行われていない。そうした中で、司法研修所での修習終了後、裁判官に適した人を任命していくというシステムは、質の高い裁判官グループを確保するという意味で成功を収めてきた。しかし、戦後50年が経ち、あらゆるものが見直される昨今、やはり裁判官の在り方についても、見直すべきところが出てきていると思う。秩序を重んじるという風潮は、裁判所に限らず日本社会の至るところにあるが、時代の変化に応じて、これからは自由を尊重する方向へ軸足を移すということになるのではないか。

人事局長の説明の中で、「多様性・多元化」という趣旨が強調されていたことが印象的であったが、その反対語に相当する「均質性・均一化」という言葉は、従来は主にプラスのイメージで語られていたように思う。特に、日本の裁判所は、裁判官が過酷な転勤制度という犠牲を払いつつ、全国津々浦々までレベルの高い均質・均一な裁判を維持してきたことを誇りとしていたはずである。これまではプラスイメージで語られていたものが、今日ではむしろ逆のイメージでとらえられるという現象は随所に現れてきている。しかし、ここで言われている「均質性」というのは、裁判あるいは裁判所につ

いてのことであり、人事局長の説明の中で引用されていた「多様性」というのは、裁判官についてのことである。そういう意味では、裁判そのものが均質に行われるという保障がありさえすれば、個々の裁判官はどんなに多様化しても大丈夫だという判断も成り立つ。そうすると、先ほど「軸足を移す」という言い方をしたが、裁判の「均質性」はなお重要で、そのことと裁判官の「多様性」とは両立できるのではないか。

最近では、「司法サービス」という考えも出てきており、裁判官がいわば孤高の精神によってすがすがしく振舞っていれば良かった時代とは違ってきている。その点は、今後、変わっていかねばならない部分であろう。

#### ウ.平木委員

私の裁判官に対するイメージをキーワードにすると、「まじめ」、「信頼が置けそう」、「かたい」、「秘密」の4つである。私自身、裁判官の知り合いがないので、このイメージは、一般の市民と非常に似たものなのではないかと思う。

前回は述べたが、私は、裁判所はヒューマンエラーを補償するための場所と受け止めているが、そうだとすると、その任に当たる裁判官というのは、そんなに高潔な人、あるいは孤高の人でなければならないのだろうかという疑問に思う。いずれにせよ、裁判官には、論理性だけではなく、人間性や生き方そのものが問われており、そうしたものによって判断の説得力を持つように頑張っているのだろうと思う。裁判官も人間である以上、毎日の生活の中で、自らヒューマンエラーに直面し続けているはずであるが、審議会における様々な意見を見ると、公正性とか均質性とか、こんなに清廉潔白な人になるのは、あるいは、そうなるよう求められるのは率直に言って大変ではないかと感じる。

当事者や国民が納得する判断をするというのは非常に難しいし、そのために、裁判官には、知識をたくさん吸収し、真実を発見し、公正な判断をする能力を持っていてもらいたい。しかし、人間である以上、ものの見方にバイアスがかかるということは避けられない。「公正な判断」とはいつでも「公正」などという正しい答えがあるわけではない。判決も、最後に「……というふうに私は思います。」という言葉が入っていないだけで、基本的には1人の人間としての判断なのではないかと思う。裁判官には是非とも

自分のものの見方にもバイアスがかかっていること、そのバイアスがどのようなものかということについて自覚している人であって欲しい。そういう意味で、私は、裁判官に対する教育、例えば、司法研修所ではどんな科目を教えているのか、心理学はあるのかといったことに非常に興味があるが、そのあたりの訓練もしてもらいたい。

## エ.大木委員

裁判を迅速に進めるために、裁判官は、訴訟指揮権などの権限をもっと使えばよい。ただ、権力というのは怖い面もあるので、自分の判断には誤りがないと思こんでいるような自信家になってもらっては困る。あくまでも、謙虚な心を持った裁判官であって欲しい。ただ、そういう人であればあるほど、神ならぬ身で人を裁くことの重圧を強く感じるだろうと思う。だから、その重圧に耐えられるような強い精神力が裁判官には必要だろうし、裁判所としても、そのような点に配慮して、裁判官にもっとゆとりを与える施策を講ずるべきではないか。

裁判官は、法に従って裁くというが、法律の中には、時代にそぐわないものや、政党のゴリ押しなどでできた必ずしも正しいとは思えないものもある。法の抜け穴が利用されて被害者が泣き寝入りをするという事例もあるし、逆に、法律では罰せざるを得ない善良な法律違反者もいると思う。そういう被害者や善良な法律違反者の身になって、柔軟に法を「利用」し、何とか救済しようと努力をする裁判官であって欲しい。裁判官の心の温かさ、人間性というものが感じられれば、きっと国民にとって親しみやすい裁判所、裁判制度になる。また、裁判官は、一般に別世界の人とされているが、私生活ではもっと一般市民の世界に飛び込んでいって、例えば、町内会や自治会の役員に推されるぐらいの人望のある人になって欲しい。

裁判官の評価制度について、例えば、実務知識能力と人間性という項目があったとすると、実務知識能力の基準をクリアしている人同士であれば、その点差は無視して人間性が高い方を採用し、また、実務知識能力がいくら高くても、人間性が基準以下であれば採用しないこととすべきである。人間は完全無欠や聖人君子ではあり得ないし、裁判官も人間である以上同様であるが、最終的には、人間性が豊かで、公平な

人であれば、多少羽目を外すことがあっても、裁判官としての権威を失うことはないのではないだろうか。

オ.大谷委員

今回の司法改革の議論は、今、何が求められ、どこを変えるべきなのか、何故変えるべきなのかということが曖昧なまま進められている。日本の制度自体が金属疲労を起こしていると指摘されてはいるが、だから司法も変わるべきだという議論には非常に違和感を感じる。

行政機関ならば、まずは試行的に行い、駄目なら軌道修正していくということが可能であろう。しかし、司法については、一旦変えると、軌道修正ができなくなるのではないかと不安が強く、改革には保守的、臆病にならざるを得ない。通常、制度を変える際には、国民が何を求めているのか、現行制度のどこに欠陥があるのかという点について指摘がされた上で、だから制度を変えなければならないという議論になるはずである。それが見えないうちに、裁判所が自分から変わろうとすることは非常に危険である。もう少し国民が変わるのを待ってもよいのではないかと、現場で取材をしていて常々そのように感じている。

現場で色々な関係者の人たちと数多く接していると、国民を信頼できると感じる一方で、非常に危うさというものも感じる時がある。私が関与しているあるテレビ番組で死刑制度を特集し、被害者の遺族の視点を、死刑を求める側と、求めない側の両面から取り上げ、丹念に報道したつもりであったが、番組終了後、視聴者から死刑廃止派として出演していただいた政治家について、「住所を教えろ。家族を殺してやる。家族を殺されても死刑廃止を言えるか試してやる。」といった電話が殺到した。もちろん、放送局に電話をしてくる人が、国民世論を代表しているわけではないが、このような一方的な反応は予想外で、がっかりすると同時に危うさを感じた。

法曹制度や裁判所の制度について考えていくには、もっと国民的な議論のレベルを上げなければならないのではないかと。私は日本国民はレベルが高く、議論も苦手だとは考えていないが、例えば、裁判員制度、とりわけそれを重大事件に採り入れていくということになれば、今話したような人たちが裁判員となることもあることも考えなけれ

ばならない。これだけ長い間国民の信頼を得てきた裁判制度を変える以上、法律あるいは制度というものについて、もう少し国民の間での議論を深めてもらいたい。そのためには、裁判所が議論を引っ張っていくという役割を担ってもよいのではないかと、思うし、議論が煮詰った上で然かるべき結論を出していくべきではないか。慎重、臆病にすぎるかとは思いますが、そう考えている。

カ.北川委員

裁判所を変えるという場合、いきなり裁判官制度について議論するのではなく、まずは、裁判所の運営の仕方などの周辺部分から変えてみてはどうかと考えている。その際には、コストパフォーマンスという面からだけではなく、裁判をうまく機能させるための裁判所の運営や経営という面から考えたらどうか。

「改革」は専門家でもできると思うが、「革命」は専門家ではできない。素人であっても、顧客が誰なのか、与えられた使命・役割は何なのかということさえしっかり分かっているれば、うまく運営していくことができるはずである。県庁では「本庁」と「出先機関」という呼び方が使われてきたが、それは上下主従の関係を意味する。裁判所については、「上級裁判所」、「下級裁判所」という呼び方が使われていて、その言葉自体ですでに序列が決まってしまう。重要なのはこうした序列ではなく、いかに与えられた役割を果たすことができるか、ただそれだけのことではないか。メンタルヘルスの重要性が言われ、県でも職員のために「心のケアセンター」を作った。ところが、それが人事を所管する職員課の隣に置かれているという。職員課の職員はそれで仕事をなし遂げたと思っているが、誰が職員課の隣にある「心のケアセンター」に行くものか。すぐに命じて別の場所に移したが、誰のためのサービスであるか、何のためのサービスであるかを忘れているからこうなるのである。

超微細の世界であるナノテクノロジー、クローン人間、そして脳死の問題もそうであるが、最近の科学技術の進歩や、社会の変化というものは、憲法や法律が想定していたものをはるかに超えてしまっている。このような状況下で問題に適切に対処していくためには、よほどの時間的余裕を持たなければならない。極端な言い方をすれば、私も、1週間のうち4日間休ませてくれて、残りの3日間だけ知事の仕事をさせてくれ

るなら、一番良い知事になれると思う。現在の裁判官も、おそらく多くの裁判を抱え、事件に追いかけて回されているのではないか。具体的なことは言えないが、裁判官の数を増やすというようなことも考えられるのではないか。

キ.田中委員

審議会の意見書等の資料を読んだ感想であるが、既に「裁判官の独立」のテーマ性や紛争処理における裁判所の役割は相対化してきているのに、そこが強調されすぎていていると感じる。

裁判官の在り方など裁判所が抱えている課題は、この分野で、イデオロギーが対立する時代が非常に長く続いたことの影響を受けていると思う。例えば、職業の独立性ということであると、裁判官以外の職業人であっても、それぞれが独立し、自分の職業を重んじたいと思っていることに変わりはない。裁判官の在り方について議論する場合、その枠組みの中心に独立性が必要であった時代もあっただろうが、自己の良心にのみ基づいてというのなら、裁判官以外の職業人でも同じではないか。つまり、独立性というものを相対的なものとしてとらえ、基準をもう少し下げた方がよいのではないか。裁判官が、自らの職業は特殊なものだと考えるのではなく、善良なる市民の感覚を持つことが必要なのではないか。

他方、経済分野における民間側の専門性というのは、ノーベル賞をもらうくらい高いレベルにあるが、それと比較すると、行政側は、専門官であってもレベルが低い。専門性のレベルが高い紛争が裁判所に持ち込まれたら、おそらく裁判官は判断できないのではないか。例えば、ファイナンシャル・デリバティブに関する紛争は、実際には裁判外の和解等で解決しているのだと思う。このファイナンシャル・デリバティブというのは、市民が備えるべき健全な一般常識のみを前提として判断することができない分野であり、そういう問題群というものがいろいろな分野で出てきている。このように、紛争処理における裁判所の役割も相対化されてきている。それにどのように対処していくのかということ考えた方がよいと思う。

今一つ、裁判官には「胆力」が求められているという点を強調したい。裁判所は、民主主義の他の制度、つまり、立法や行政が十分機能していない場合の駆け込み寺でも



あるが、裁判官には、相当「胆力」がないとこれを受け止められない。例えば、選挙の定数是正の問題について、裁判所は、違憲の判断を回避する傾向にある。正面から判断して立法府に投げ返すことになれば、難しい国際情勢やイデオロギー的対立のある中で、国家としての民主主義の脆弱性を示すことになってはならないというような考えがあってのことであろうが、イデオロギーが終焉した現代においては状況は異なる。裁判所に「胆力」があれば、違憲の判断をすることも可能なはずである。ビジネスの世界でも、裁判所の判断に対する信頼性は非常に高いが、選挙の定数是正の問題については、裁判所が違憲判断を回避しているという感想を漏らす人も多い。社会を担保する制度の1つとして、司法や裁判所というものが位置付けられている以上、裁判官には、認識力・分析力・表現力以外に、やはり「胆力」というものが必要だと思う。

(4)意見交換の概要は以下のとおり。

(松尾委員)

田中委員が触れられていた独立性、専門性、胆力というのは、それぞれが興味深いテーマであり、また重要な問題である。取りあえず独立性ということについて考えると、裁判官の独立は、歴史的な経緯で形成されてきたものであり、それが21世紀に入った今、どのように捉えられるべきか検討せざるを得ないとは思いますが、裁判官の仕事の最後の拠所は、法律と良心のみにより判断するという裁判の特殊性、及びそれを支える独立性であり、憲法には、裁判官についてだけ「独立」の語が書き込まれている、憲法学者は、おそらく田中委員のお話の趣旨を理解しつつもそのように言い切るのにはためらうと思う。「胆力」の話もやはりこの独立性に裏打ちされているだけにかえって限界を生ずることになるのではないか。

(米本委員)

配付資料の中に、「望ましい裁判官」に関する審議会の記録があるが、これを見ていると、息が詰まる。職務上は、その立場に徹して仕事をしなければならないが、それ以外は普通の人であってよいのではないか。裁判官も、もう少し現代的な、クオリティーの高い職能集団として再定義した方がよいのではないか。

また、裁判所の外側に、社会との間接的な緩衝材として、裁判所活動に対するレビュー（事後審査）を行う新聞の紙面委員会のようなプラットフォームを作ってみたらどうか。

（北川委員）

法治国家の体現者としての裁判官が働きやすい環境をどう作り出していくかということを考えてほしいと思う。例えば、朝から晩まで裁判をいくつも受け持って、走り回っている裁判官と、受け持つ裁判の量を何分の1かに減らし、新しい領域のフォローができる裁判官のどちらの方がよいのか。裁判所に対する信頼性は現在でも高いとは思いますが、よりレベルを上げるよう努力してもらいたい。

今、学校教育が裁判や司法、立法、行政の分野に置いているウエイトは、本当に少ないと感じるので、これを増やす努力も要るだろうし、マネジメント能力を養うというようなことも是非実行してもらいたい。

（田中委員）

紛争の形態・内容は、時代とともに変わってきているはずである。具体的に、それがどのように変わってきていて、それを裁判所がどういう形で解決しているのか、その対応関係について調査し、議論するということをしなければならないのではないか。

（松尾委員）

新しい立法問題を生じたとき、イギリスやドイツだったら、まず調査委員会を作り、そこから膨大な報告書が出てくるが、日本では、必ずしも徹底した事実調査を行わず、比較的安易に立法してしまう傾向がある。

（田中委員）

例えば、商法上の紛争という形になっているけれども、実質は親族間の紛争ということもある。紛争の実体を分類した上で、今まで裁判所がどのような紛争を解決してきたのかが分かるようなデータベースが欲しい。

（北川委員）

田中委員の意見に賛成である。例えば、情報開示制度の導入により、住民訴訟が増加してきている。そういった状況についてファクトファインディング（実体把握）する必要があるのではないか。また、従前の裁判制度を多少手直しするというだけで足りる

のか。行政や政治については、全く別のベクトルでの改革が進んでいる時代である。そういう状況にあるという認識が若干落ちてしまっているのではないか。

(松尾委員)

e - Democracyということが言われているが、e - Justiceというのをやってみてもよいのではないか。インターネットでアメリカの裁判所のホームページを見ると、実に膨大な情報を提供している。日本の裁判所のホームページを見ると、最高裁判所はいろいろな情報を提供しているが、地方裁判所などは、もう少し改良の余地があるのではないか。

(最高裁)

これまではそうだったが、最近はその庁の最新の判決が掲載され、あるいは所長のあいさつも載るなど、確実に充実させてきている。

(大木委員)

北川委員から、司法に関することが学校教育では少ないのではないかという発言があったが、今の学校教育の中で、司法に関する教育がどの程度採り入れられているかについてのデータがあれば、それに基づいて、進め方についても検討することができると思う。

(最高裁)

調査はしていないが、公民などの教科書で基本的な国のシステムというのは教育されているのではないか。それ以外の部分については把握できていない。

(北川委員)

具体的にどういう方法で国民に親しまれる裁判所にすることを考えているのか。例えば、文部省と話をしたのか、学校と直接折衝したのか。学校教育の内容についても具体的な話が出てこない現実味がない。

(最高裁)

小学生や中学生等、学校からの裁判所見学は希望も多く、非常に熱心にしてもらっており、裁判所もたくさん受け入れている。その機会に、できるだけ裁判所のシステムについて解説し、理解してもらえるようにしている。

(北川委員)

もっと具体的に、どこの裁判所が何回見学を受け入れ、見学者は合計何人だったのかという数字が出てくれば、どの程度国民に親しまれてきているのかという見方ができる。また、数字を調べるというだけではなく、そのような制度が実際にどのような効果を上げているかということまで分かれば、だんだんと国民に親しまれるようになり、ホームページへのアクセス数も増えていくのではないか。

(大谷委員)

判事の出前講義というのがあると聞いているが、やはり公民の教科書よりも、その方が効果があるのではないか。

(北川委員)

大谷委員は、出前講義のことを知っていたが、私は、知らなかった。これは、広報の仕方が悪いということだ。伝えたと知っているだけでは意味がなく、本当に伝わったことに意味があるということ認識すべきだ。

(大木委員)

これからの総合学習というものをいかに活用しても、国民に親しまれるというところまでは行かないのではないか。そういう意味で、もっときめ細かな対応があってもよいのではないか。

(大谷委員)

いきなり国民と裁判所との間を直接つなぐことは難しいと思われるので、米本委員が提案したプラットフォームのようなものをワンステップ置いて、情報を集約するというのがよいのではないか。

(米本委員)

私のイメージしているプラットフォームというのは、単なる広報・啓蒙の場というのではなく、何かお互いちょっと上着を脱いで一緒に話し合えるような場である。

(大谷委員)

欧米の子供たちというのは、早い時期から議論をしたり、判断を下すということを徹底的に学んでいる。報道の仕事をしていると、日本には、そういうことが足りないのではないかと感じる。行政にしても司法にしても、議論して練り上げていけば、社会は習熟

してくる。しかし、日本ではそういう意味での習熟度は上がっておらず、全部裁判所に持っていく、お上が判断してくれるんじゃないかという発想になってしまう。

(大木委員)

そういうことは、少しずつ培っていくことが重要ではないか。

(5) 今後の懇談会の進め方

1. 次回も引き続き「裁判官の在り方」をテーマとし、制度面について検討する。
2. 第4回以降のテーマについては、次回検討する。

(6) 次回以降の日程

第3回: 6月17日(月)午後3時～5時

第4回: 7月22日(月)午後3時～5時

以上